

徳島県有機農業推進計画(案)

(第2期)



徳島県
平成27年1月

目 次

第 1 徳島県有機農業推進計画(第2期)について 1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第 2 これまでの取組み成果 2
1 有機農業等に取組む農業者の拡大	
2 有機農業技術の開発・普及	
3 有機農産物の販路拡大	
4 県内農業者による取組み	
第 3 有機農業の現状と課題 6
1 有機農業技術	
2 有機農産物の販路	
3 有機農業に対する消費者の理解	
4 有機農業者の経営意欲	
第 4 有機農業の推進に関する目標 7
1 有機農業の面積拡大	
2 有機農業の推進体制の強化	
第 5 有機農業の推進施策 7
1 有機農業者等に対する支援	
2 有機農業技術の開発・普及	
3 販路の拡大	
4 消費者の理解と関心の増進	
第 6 推進体制 10
1 市町村の推進体制整備への支援	
2 関係機関等との連携	
3 有機農業者等の意見の反映	

第1 徳島県有機農業推進計画(第2期)について

1 計画策定の趣旨

国は、有機農業の推進を図るため、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」(以下「有機農業推進法」という。)を公布・施行しました。

有機農業は、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」(有機農業推進法第2条)であり、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するもので、生物多様性保全や地球温暖化防止にも効果的であるとともに、安全かつ良質な農産物に対する消費者ニーズへの対応に資するものです。

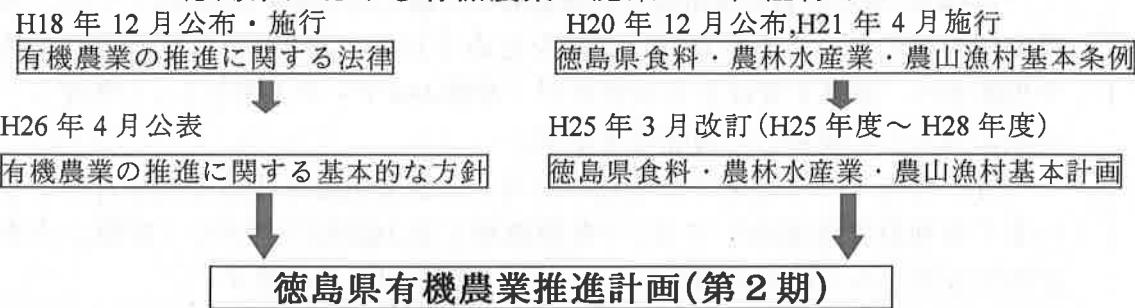
そのため、本県においては、平成20年12月に公布した「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」に沿って、平成21年3月に「徳島県有機農業推進計画」を策定し、有機農業等の普及の推進に努めてきたところです。

消費者や実需者の食の安全・安心に対する関心は一層高まっており、「もうかる農業」の実現にも資する観点からも、これまでの取組みを検証した上で、有機農業等のさらなる推進を図るため、その展開方向を示す「徳島県有機農業推進計画(第2期)」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき策定したもので、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に位置づけた「環境に配慮した農業」の実現に向け、県が農業者、その他の関係者及び消費者等と連携しながら進めようとする有機農業等の推進を図るための行動計画となるものです。

＜徳島県における有機農業の施策上の位置付け＞



3 計画期間

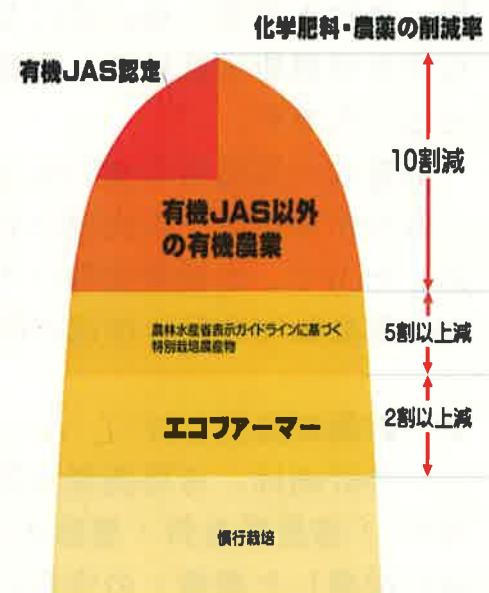
計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

第2 これまでの取組み成果

1 有機農業等に取組む農業者の拡大

本県では、環境保全型農業に取組む農業者の拡大を図るため、化学合成された肥料及び農薬の使用量を低減しつつ、収量や品質への影響を可能な限り抑える「持続性の高い農業生産方式」を導入する農業者を、「エコファーマー」として認定する制度を設け、平成25年度末までに1,753名を認定してきました。

また、有機農業については、県内の有機JAS認証件数(NPO法人徳島県有機農産物認証協会調べ)は、平成26年3月末現在18件となっていますが、有機JAS認証以外の有機農家を含めた数は、平成23年度の76件から平成25年度は98件(29%増)、その面積は53haから81ha(53%増)となっており、着実に増加しています。



【参考】

○「有機JAS認証」と「有機農業」

「JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)」では、有機農産物の表示ルールや検査認証制度を定めており、JAS規格で定められた基準で生産され、認証を受けたものだけが「有機JASマーク」を付し、「有機」「オーガニック」と表示して販売できます。

一方、環境への負荷をできるだけ低減する農業生産方式の推進を目的としている「有機農業推進法」では、「有機農業」をJAS法に基づく「有機」の表示が可能な取組みに限定することなく対象を広く捉えています。

2 有機農業技術の開発・普及

化学合成農薬による害虫の一斉防除に代えて、天敵昆虫やフェロモンを利用し、被害を許容できる水準以下に抑える防除方法等については、徳島県立農林水産総合技術支援センター等において研究開発が進められています。

また、生産現場においては農業者と農業支援センター等が一体となり「天敵導入のタイミング」や「導入後の細やかな栽培管理」の技術を習得することにより、県内でも環境保全型農業に取組むイチゴやナスなどの一部の生産農家で実用化されています。



イチゴの害虫（アサミウマ）を捕食する
スワルスキーカブリダニ



ナスの害虫（アサミウマ）の天敵昆虫
ヒメハナカメムシ



フェロモンによるナスの害虫誘殺装置(フェロモントラップ)

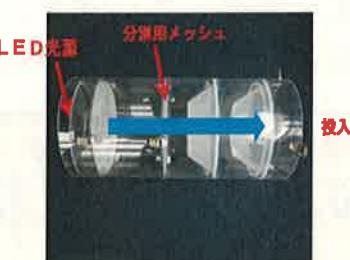
○徳島県立農林水産総合技術支援センターでの技術開発

有機栽培では化学合成農薬を使用しないことから、土着天敵が比較的豊富に存在しているため、捕食性天敵であるクモ類や寄生蜂等の働きを活用して害虫の発生密度を抑え、防除水準以下に抑えていく方法がとられています。

しかし、天敵の入手が難しかったり、土着天敵を採集できても天敵以外の虫との分別に手間がかかるなどの課題があるため、センターでは、LEDの特性等を活用しこれらを解決するための装置を開発しました。（H26特許出願中）



ナスのハウスにとりつけた
飛翔性天敵昆虫をハウス内へ誘引する装置



天敵昆虫分別採集装置

3 有機農産物の販路拡大

流通・販売業者、実需者、飲食店等を対象として、農業者等が試食を交えながらPRや取引について交渉を行う商談会の開催を通じて、販路開拓を支援しました。



徳島での商談会

また、一般消費者に対しては、量販店で農産物販売コーナーをモデル的に設置し、農業者の取組み情報の発信や販売機会の確保による販路拡大を図るとともに、交流イベントにおいて有機農産物等のPRを行いました。

収穫量が比較的安定している水稻については、独自に認証制度を創設したり、生活協同組合を活用するなど、慣行栽培の米と比較して有利な販売を実現している農業者も見られます。



量販店の販売コーナー



新鮮なっ！とくしま号によるPRイベント

4 県内農業者による取組み

(1) 小松島市生物多様性農業推進協議会

「環境や生きものに配慮した農業」を推進するため、小松島市が中心となり、JA東とくしま等の関係団体や農業者らで構成する協議会を設立し、本県が全国一の生産量となっている菌床シイタケの廃菌床をはじめとした有機質資源を活用して、有機農業や化学肥料・農薬の使用を低減した農業を実践しています。また、米の認証制度の創設や有機農業を目指す農業者に対する研修を行っています。



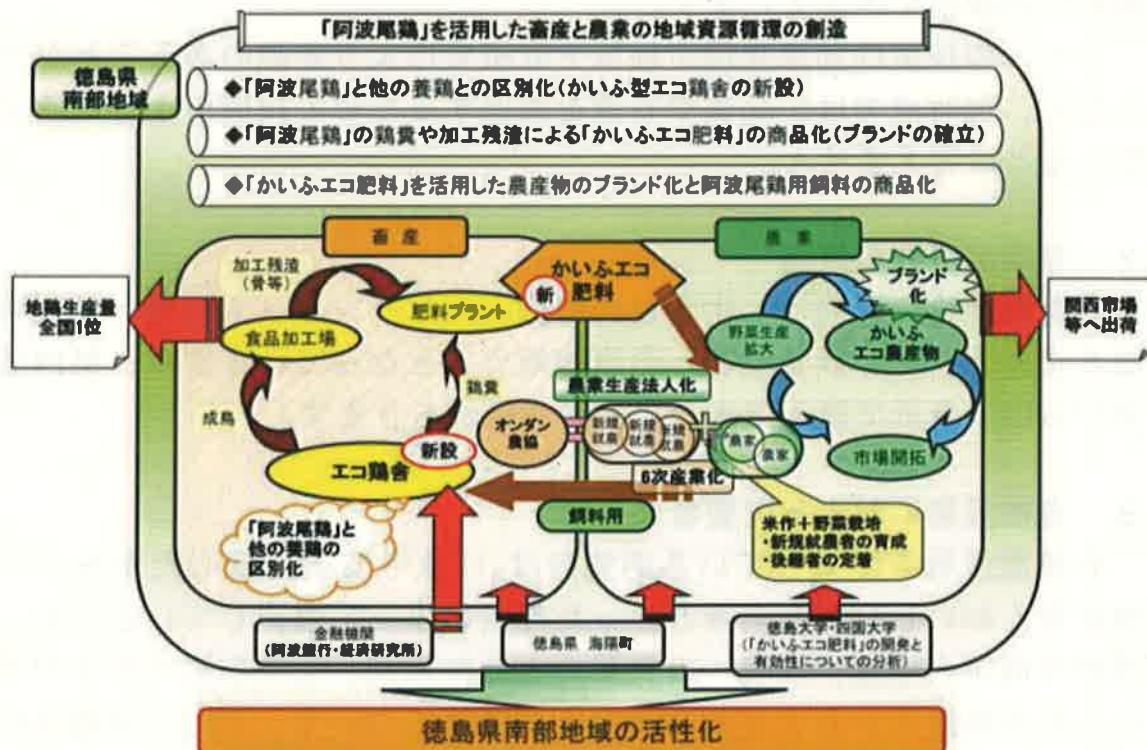
「いのち育む田んぼ米」認証シール



新規参入農業者らに対する研修

(2) かいふエコブランドまるごと耕畜推進協議会

海部郡において、耕畜連携によるブランド農産物の生産販売を推進するため、地鶏としては全国一の出荷羽数を誇る阿波尾鶏の鶏ふんや加工残渣を原料とした有機質肥料などの活用によって、野菜や飼料用米などの生産に取り組んでおり、「かいふエコ農産物」として、資源循環型農業による新たな地域ブランドの創出を目指しています。



(3) 有機稲作徳島成苗の会

化学農薬や化学肥料を使用しない水稻栽培を推進するため、県下各地の水稻生産者で組織し、米糠散布による雑草の発生抑制や機械メーカーとの連携による成苗移植に取り組み、収穫した米の全量を独自ルートで販売しています。



田植同時米糠散布



ポット方式での成苗育苗

第3 有機農業の現状と課題

1 有機農業技術

有機農業は、慣行栽培に比較して収量が不安定であることや、除草作業などに多くの労働時間を要すること、土づくりなど有機農業のほ場の生産基盤を確立するまでに年月を要することなど、多くの克服すべき技術面での課題を抱えています。

これらの技術は効果発現が地域や取組者により変動のあることが少なくなく、現時点では、品質や収量を確保するための技術が十分に確立しているとは言えません。

2 有機農産物の販路

有機農産物の販売は、生活協同組合、インターネット販売、量販店、農産物直売所や、飲食業者への直接販売等となっていますが、県内消費者からは、身近で購入できないとの意見があります。

3 有機農業に対する消費者の理解

有機農産物を購入している消費者は、「より安全・安心だから」、「品質が良くおいしいから」等といった理由によって選択している一方、自然循環機能の増進、環境への負荷の大幅な低減、生物多様性の保全等といった有機農業が有する多面的機能の価値について、十分に評価されていない状況があると言われています。

4 有機農業者の経営意欲

有機農業に取り組む農業者（有機JAS認定農家及び有機JAS以外の有機農業者）を対象とし、平成26年度に県が実施したアンケート調査（対象：90戸、回答：56戸）によると、今後の経営規模については、全体の86%が「現状維持または拡大したい」と回答しています。

また、販路については、過半数の農業者が「拡大したい」と回答しており、すでに有機農業に取り組んでいる農業者の多くは、生産や販路の開拓に意欲的であることが伺えます。



有機栽培によるレンコン・コマツナのほ場

第4 有機農業の推進に関する目標

1 有機農業の面積拡大

有機農業等の生産面積を現在の約2倍となる160haとするこ
とを目指します。

- 生産面積の拡大 81ha(H25) → 160ha(H30)

2 有機農業の推進体制の強化

就農相談窓口を設置するなど、有機農業等の推進に積極的な市町
村を、県内市町村の半数となる12市町村へと拡大することを目指
します。

- 推進に積極的な市町村の拡大 2市町(H25)→12市町村(H30)

第5 有機農業の推進施策

有機農業等の推進に当たり、県は有機農業者や民間団体等と連携・協
力して、生産から販売に至る次の取組みを進めます。特に、農業技術の
開発・普及については、徳島県立農林水産総合技術支援センターが中心
となり、大学やNPO法人等との連携を強化し取り組みます。

1 有機農業者等に対する支援

(1) 有機農業者等のネットワークづくり

農業者が互いに切磋琢磨することによって、有機農業等の取組みを質
的に向上しながら生産拡大につなげるため、有機農業者等のネットワー
クづくりや産地化を促進します。

(2) エコファーマーやGAP認証への取組み推進

化学肥料や農薬の使用を低減する農業技術の導入の初期段階について
は、エコファーマー認定への取組みを推進し、収量や品質の低下を抑
えることができるよう指導を行います。

また、農業生産による環境への負荷軽減
や労働安全を生産者自身が点検改善を行う
「とくしま安²GAP農産物認証制度」等に
より、適正な農業生産を促進します。



徳島県エコファーマーマーク とくしま安²GAP 農産物
認証制度認証マーク

（3）地域ぐるみでの取組みの推進

市町村やＪＡ、関係団体、住民及び有機農業者や慣行栽培農業者等の連携により、有機農業等を地域ぐるみでの取組みに発展させるため、市町村やＪＡ等が作成する地域や農業の振興計画等に有機農業等の取組みが位置づけられるよう推進します。

（4）国等の支援制度の活用

有機農業者等の経営の確立を促進するため、青年就農給付金や環境保全型農業直接支援対策など、国や県の制度の活用による支援を行います。

（5）新規参入希望者等への研修情報の提供

有機農業等への新規参入希望者や慣行農業から有機農業等への転換希望者に対して、経営計画の作成や有機農業等の実践的な研修機会を確保するため、NPO法人徳島有機農業サポートセンターや企業、市町村移住交流支援センターと連携し、研修受入農家や施設を研修形態に応じてリスト化するなど、多様な研修受講ニーズに対応できるよう、きめ細やかな情報の提供を行います。

2 有機農業技術の開発・普及

（1）技術の開発と生産現場への普及

生産現場のニーズに対応したより効果的な技術開発を進めるため、徳島県立農林水産総合技術支援センターにおいて、平成28年度創設予定の徳島大学生物資源産業学部（仮称）や企業との連携を強化するとともに、開発した天敵昆虫やフェロモンを活用した害虫防除などの技術については、農業支援センター等を通じて生産現場への速やかな普及を図ります。

また、国とも協力し、既に先進農業者で実践されている有効な技術について科学的な解明に取り組むよう努めます。

（2）研究会の開催

有機農業者等の栽培技術研究や実践を支援するため、研修や先進的な農業者との情報交換を行うフォーラムを開催します。

（3）地域内資源の利用

家畜ふん尿などの堆肥化とその利用、緑肥作物の畑作・野菜作への導入を促進するため、地域実態に応じた有機物の活用や地域内資源の循環利用を促進します。

3 販路の拡大

(1) 販売チャネルの開拓

多様な販売チャネルを開拓するため、有機農業者や農業団体等が企業との連携によって取組む商品のデザイン化や地域ブランド化、インターネット販売や輸出、マーケットインによる生産販売を支援するとともに、中食業者、医療・福祉・化粧品業界等との連携を支援します。

また、有機農業者等や流通・販売業者、実需者の間での情報の交換や共有、販路の拡大に向けた商談の場を設定します。

加えて、欧米で農産物の流通の標準となりつつあるグローバルGAPの認証取得を促進し、輸出拡大を図るため、意欲ある農業者に対し、アドバイザーを派遣して取組みを支援します。

(2) 6次産業化の支援

有機農産物等の消費の創出・拡大を図るため、徳島大学生物資源産業学部（仮称）等と連携し、地場加工業者等との農工商連携など6次産業化の取組みを支援します。

(3) 新たな高付加価値化

新たな機能性表示制度を活用した有機農産物等の高付加価値化を進めるための研究や商品開発を促進します。

(4) 有機農業者等の組織化

農産物のロットの拡大や供給の安定化を図るため、有機農業者等の組織化や産地化を促進します。

(5) 量販店等との連携強化

地域内流通の拡大により、一般消費者が有機農産物等を購入しやすくなるため、量販店や直売所等に対して、販売コーナー設置等の働きかけを行います。

4 消費者の理解と関心の増進

(1) 生物多様性の保全等に資する取組みの啓発

消費者をはじめ、流通・販売業者、実需者、学校関係者等に対して、生物多様性の保全、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減等の有機農業が有する多様な機能についての普及啓発や有機農業によって生産される農産物の生産、流通・販売及び消費に関する情報の提供に努めます。

(2) JAS認証制度等の普及啓発

JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく農産物の表示ルール等について、消費者への普及啓発に努めます。



有機 JAS 認証のユズ



有機 JAS マーク

(3) インターネット等を活用した情報発信

県ホームページに、栽培品目や出荷時期などの情報を掲載するなど、有機農業者等の取組みを広く発信します。

(4) イベント等を活用した消費者の理解の促進

消費者や実需者との交流イベント等において、有機農業者等と消費者との交流を深める場を創出するなど、消費者の有機農業等への理解の促進を図ります。

また、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習や都市農村交流等の活動と連携して、児童・生徒や都市住民等と有機農業者等とが互いに理解を深める取組みを促進します。

第6 推進体制

1 市町村の推進体制整備への支援

市町村有機農業推進計画の策定及び実施を促進するため、有機農業技術に係る情報提供を行うなど、必要な指導や助言を行い、市町村における有機農業推進体制の整備を支援します。

2 関係機関等との連携

関係機関との連携・協力関係を強化して有機農業の推進を図るために、有機農業者等や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体、流通・販売業者、行政機関及び農業団体等との情報共有に努めます。

3 有機農業者等の意見の反映

関係者の意見を施策に反映し、有機農業等をより効果的に推進するため、毎年度、有機農業者や流通・販売業者、消費者等で構成される徳島県持続的農業推進協議会「有機農業推進検討部会」において、取組み状況の検証を行います。

また、有機農業を取り巻く情勢の変化や 施策の進捗状況により、必要に応じて計画の見直しなどを検討します。